

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ

空き地に賃貸住宅を建てると
不動産屋がすすめてくるのですが…

先生はわが家と長いお付き合いなので、ちょっと相談に乗っていただきたいのです。

3年前 90歳で親父が亡くなつた時、遺産に預貯金があまりなく、今住んでいる家と70坪の空き地を私名義とする代わり、妹に金を払い、相続税もあって自分の預金を下ろさなければなりませんでした。

その空き地についてのご相談です。今はとりあえず何台か駐車させているだけなのですが、私もまもなく70歳になるのが、子供が苦労しないよう、今からちやんと考えておかなくてはと思うようになりました。最近、相続税課税の基準が引き下

げられたこともありますし。
と思っているところに不動産
屋が来て、賃貸住宅を建てな
さいよ、大きく節税になります
よと熱心にすすめてきたのです。
もちろんアパート賃料が毎月入
つてくるのは魅力です。

問題はその建設資金です。高
齢の無職者なので、私はもう口
を組うませし。幾つも預金

20000万円は老後に残してお

でも、土地（と建物）を担保に銀行は金を貸してくれる、毎月の返済は賃料を充てればよいと言うのです。借り手がいなければ賃料は入らないよと言つと、長期家賃保証もするので心配無用だ、皆さんどんどん建ててると言うのです。

なんだか渡りに船のようないまい話すぎて、先生にご相談することにしました。

This photograph depicts a residential scene. In the center-left, a two-story light-colored house is visible, with laundry hanging from its upper windows. The foreground is dominated by a large, overgrown grassy area. On the far left, a portion of another building and a white car are seen. To the right, a tall, light-colored concrete wall runs along the property line, with a small chimney visible above it. The sky is bright and clear.

料を持参されたので、内容はよく分かります。3年前、その土地を売却してお金を作るという話もあつたけれど、親父の遺産だからとりあえずそのまままでとなつたのでしたね。

まずは相続税の話からします。この土地の評価額は路線価（時価の8割程度です）5000万円ですが、これが賃貸用不動産になると、借地借家法が借家人に特別の保護を与えているので、その79%になります。建物については固定資産税評価額（時価評価の半分程度）からさらに3割ほど低くなります。

今すでに賃貸住宅が建っているのなら万々歳の話ですが、今から建設するのでは大変ですよ。1億円の建設資金というのはずいぶん高いと思いますが、60m²間取りが1階と2階各3室、賃料収入月90万円、つまりは年1000万円。金利を入れて15年での返済終了は、数字上はおそらく正しいでしょう。

しかし、不動産屋の「家賃保証月90万円」は曲者で、永久の

朽化に伴つて空き室が増えたり賃料値下げの必要が生じると保証額は値下げされるものなのです。また、營繕や補修でかなりの現金が出ていくことも考えておかねばなりません。

つまり、アパート建設による相続税メリットと、投資リスクに晒される金額とのバランスをよく考える必要があるのです。賃貸住宅市場は今後とも供給過剰状態が続くでしょう。大体が世の中、少子化で人は少なくなり、家は要らなくなる傾向なのです。

おまけに貸家にすると、相続

供さんで、今の状態のまま2つの不動産を各相続する形になるのなら、あとは差額のやり取りで済むし、70坪を分筆して各所有にするという手もあります。その旨遺言をしておけば争いも起きないでしょう。しかし、賃貸住宅を建ててしまふと相続に大家の地位が伴うし、売却も難しい。立ち退きを求めるには家賃数カ月分の立ち退き料が必要だし、建物取り壊し費用もバカになりますよ。

結局、何も建てずに兄弟に相続してもらうほうが無難だと私は思いますよ。